

第2期新地町 子ども・子育て支援事業計画

安心して子どもを産むことができ、
地域みんなで子育てを応援する、
子どもたちの笑顔があふれるまち



令和2年3月

新地町

目 次

第 1 章 計画の概要

- 1 計画の背景と目的…………… 2
- 2 計画の位置付け…………… 2
- 3 計画の期間…………… 3
- 4 新制度における事業の概要…………… 3

第 2 章 新地町の現状

- 1 子育て家庭を取り巻く環境…………… 8
- 2 住民ニーズ調査の結果…………… 12
- 3 子育て環境の状況…………… 24

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 目指す姿…………… 27
- 2 基本的視点…………… 28
- 3 計画の基本的な考え方…………… 29

第 4 章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育の量の見込みの算出…………… 32
- 2 教育・保育提供区域の設定…………… 37
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策…………… 38
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保提供量…………… 42

第 5 章 その他の関連施策の展開

- 1 産後の休業及び育児休業後の
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保…………… 49
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援…………… 50
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進…………… 52
- 4 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化…………… 53
- 5 保育施設整備事業…………… 55

第 6 章 計画の推進

- 1 計画の推進…………… 57
- 2 計画の進行管理…………… 57

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、それに基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されました。

新制度においては、基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられています。新地町においても、さまざまな子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、平成 27 年 3 月に「第 1 期新地町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に沿って、子育て支援を行ってきました。

こうした中、「新地町子ども・子育て支援事業計画」が今年度をもって計画期間を迎えるにあたり、「第 2 期新地町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

一方、就学児童においても、さらなる共働き家庭の増加が見込まれることから、平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の計画的な整備を進めています。

2 計画の位置付け

（1）計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として教育・保育を一体化し、また地域での支援事業、サービスを充実させる総合的な取り組みです。

（2）他の計画との関係

本計画は「新地町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、新地町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
第5次新地町総合計画									
新地町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期新地町子ども・子育て支援事業計画				

4 新制度における事業の概要

(1) 新制度のポイント

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ることとしています。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所、小規模保育等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ることとしています。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

④幼児教育・保育の無償化の実施

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所等を利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児までの利用料が、令和元年10月から無料になりました。

また、幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等についても無償化の対象となります。（対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。）

(2) 事業の全体像

新制度の給付事業は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

①子ども・子育て支援給付事業

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

認定こども園 幼稚園 認可保育所

地域型保育給付

小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- ア. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- イ. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が13事業定められています。

本町で実施している事業については、第4章4で具体的に記載しています。

地域子ども・子育て支援事業

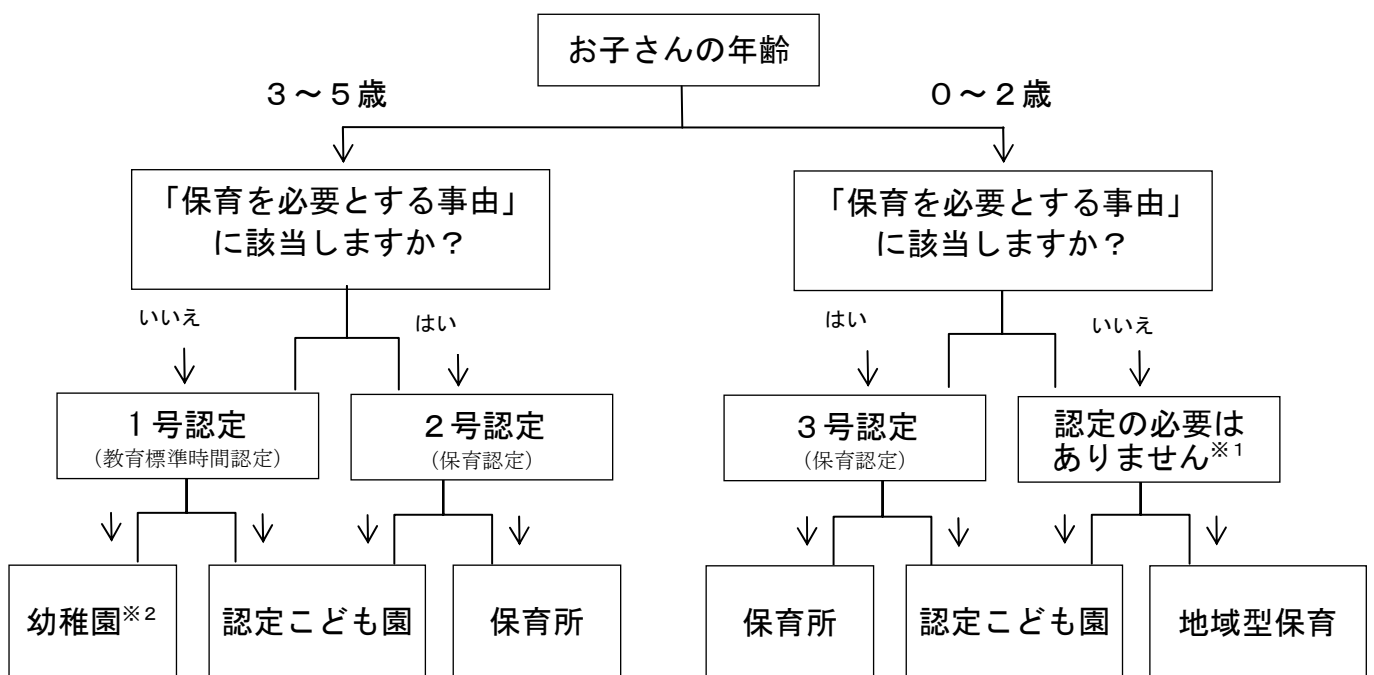
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 保育の必要性の認定について

新制度は、就学前の0～5歳の児童を対象としており、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が始まっています。認可保育所や幼稚園に通う3～5歳児や、住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は原則無料となります。

保育の必要性と利用可能な施設



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

※2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして当町が定める事由
区分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (当町では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	○虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

第2章 新地町の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境

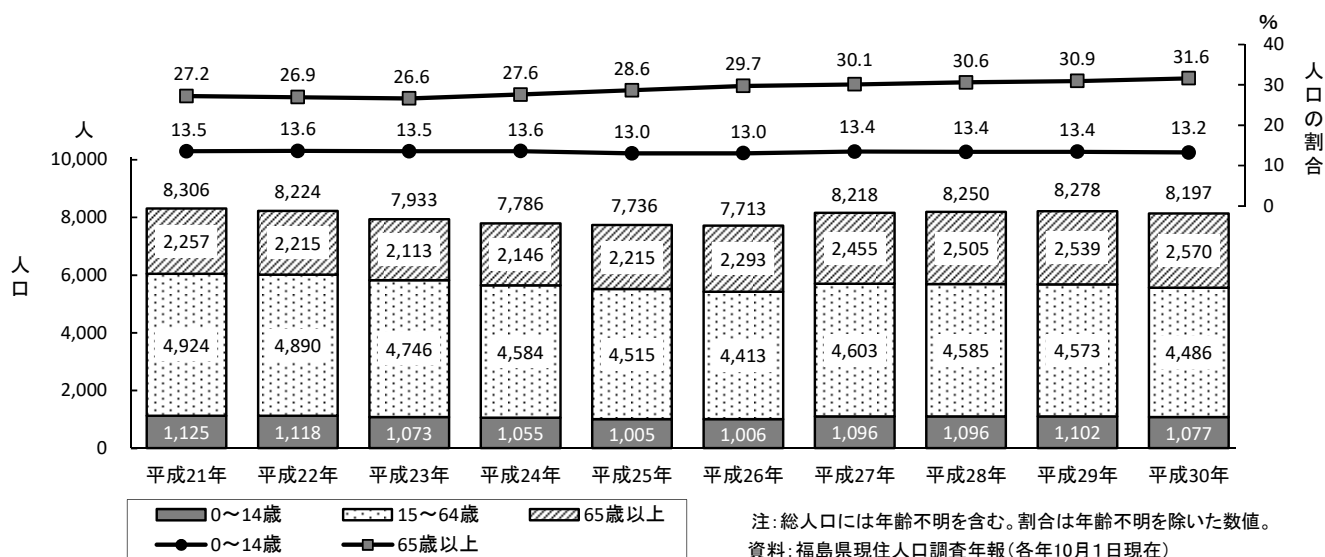
(1) 人口の動向

① 3区分別人口の推移

本町の人口は、福島県現住人口調査によると平成30年10月1日現在、8,197人であり、ほぼ横這いで推移しています。下のグラフでは、平成26年から平成27年にかけて増加していますが、これは国勢調査年に人口調整を行っているためです。

年齢3区分別人口をみると、平成27年現在0～14歳の年少人口は横這い、15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加が続いています。

年齢3区分別人口と人口割合の推移



② 就学前児童・小学生人口の推計

本計画の対象となる就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）人口の推計は次のように見込まれます。

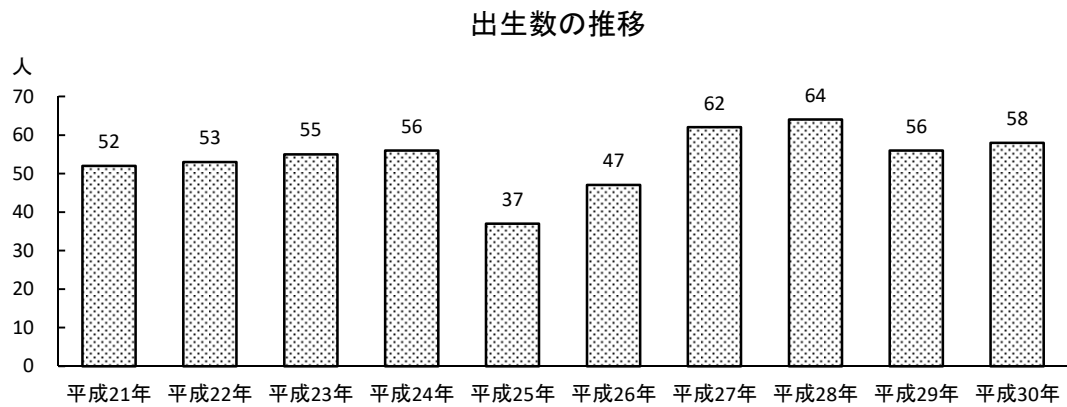
就学前児童・小学生人口の推計

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0～5歳	391	389	386	389	396
6～11歳	389	386	381	375	377
合計	780	775	767	764	773

③出生数の推移

出生数は、平成27年、28年は60人台にまで増加し、平成29年、30年も50人台を維持しています。



資料：福島県現住人口調査年報



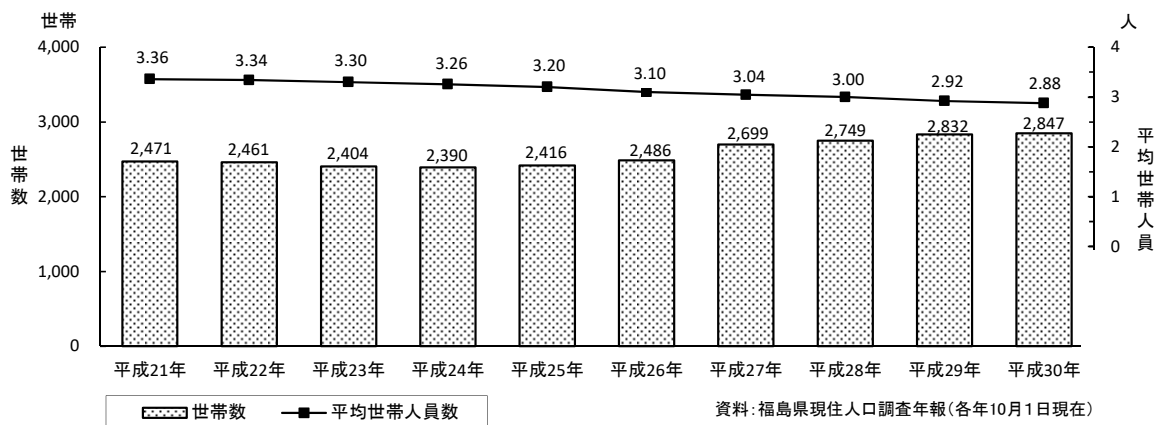
(2) 世帯の動向

① 世帯数の推移

本町の総世帯数は、平成30年の福島県現住人口調査では2,847世帯となっています。

1世帯当たりの人員は、平成30年2.88人と県平均の2.49人を上回り、世帯規模は比較的大きなものとなっていますが、1世帯当たりの人員の減少は続いています。

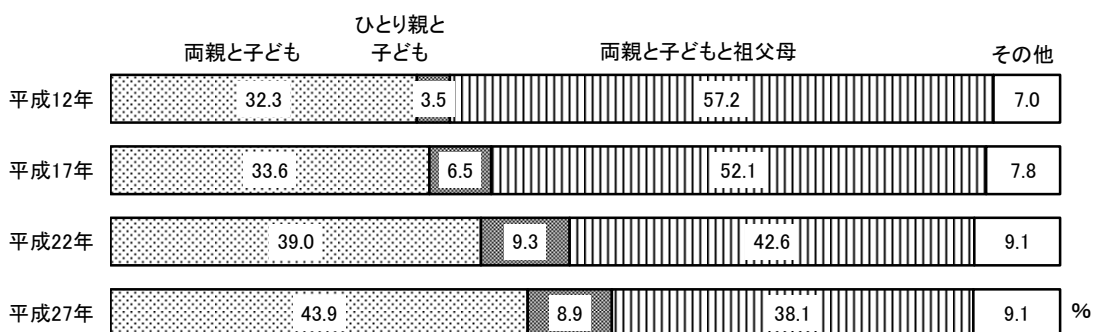
世帯数と平均世帯人員の推移



② 子どものいる世帯数の推移

平成27年の国勢調査による子どものいる世帯は733世帯、総世帯数2,699世帯の27.2%となっています。子どものいる世帯の内訳は、「両親と子ども」が43.9%と、3世代世帯である「両親と子どもと祖父母」の38.1%を上回っています。「ひとり親と子ども」は8.9%となっています。「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」である核家族世帯が52.8%と3世代世帯の38.1%を10ポイント以上上回っています。

子どものいる世帯の内訳と推移

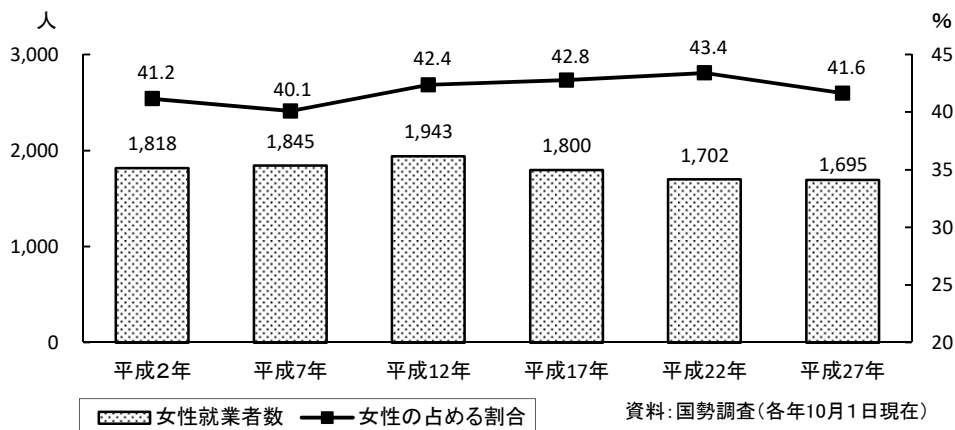


(3) 就労の状況

① 女性の就業

女性の就業者は平成12年国勢調査の1,943人をピークに減少が続き、平成27年1,695人となっています。就業者の女性割合は、これまでの増加傾向から一転、平成27年41.6%と減少に転じています。

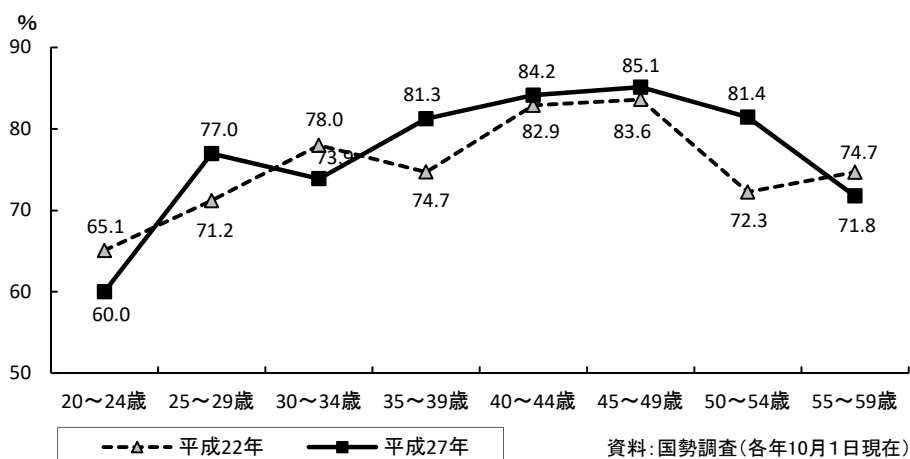
女性就業者と就業者における女性の占める割合の推移



② 女性の年齢別就業

女性の年齢別就業率は、平成22年と平成27年の国勢調査を比較すると、20代前半及び30代前半、50代後半を除いては、平成27年が平成22年を上回っています。20代前半は65.1%から60.0%に減りましたが、20代後半は71.2%から77.0%へ増加、30代前半も78.0%から73.9%に減りましたが、30代後半は74.7%から81.3%へと大きく増加しています。

女性の年齢別就業率



2 住民ニーズ調査の結果

計画の策定に先立ち、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成31年3月に回答者が所属している保育所・学校経由で配付・回収（一部、郵送配布・郵送回収）による住民ニーズ調査を行いました。

なお、平成25年12月にも同様の調査を行っており、前回調査との比較についても掲載します。

調査名	対象者	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 302人	243 (80.5%)
小学生児童調査	小学生の保護者 301人	270 (89.7%)

※図表中の「n=」とは、回答者数を表します。

(1) 就学前児童の調査（保護者）

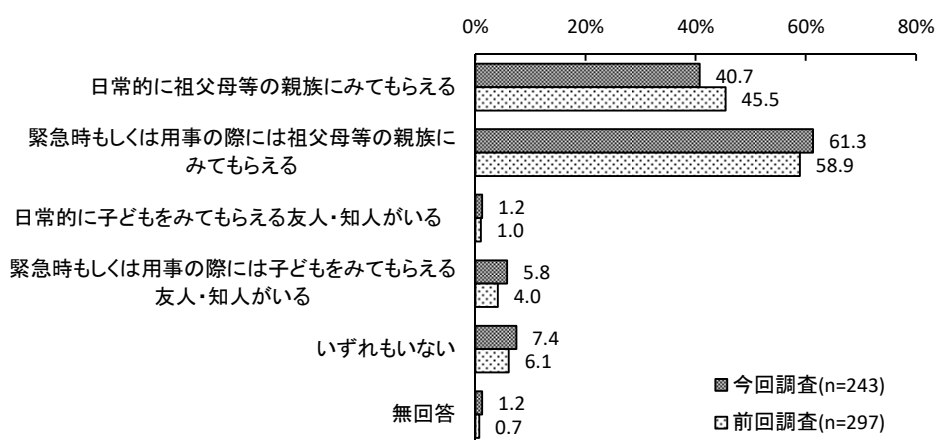
① 子どもの育ちをめぐる環境

■ 子どもを見てもらえる親族・知人

◇ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」61.3%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」40.7%と、いずれも親族であり、友人・知人は少なくなっています。

◇ 前回調査との比較では、「日常的に」がやや少なくなっています。

子どもを見てもらえる親族・知人

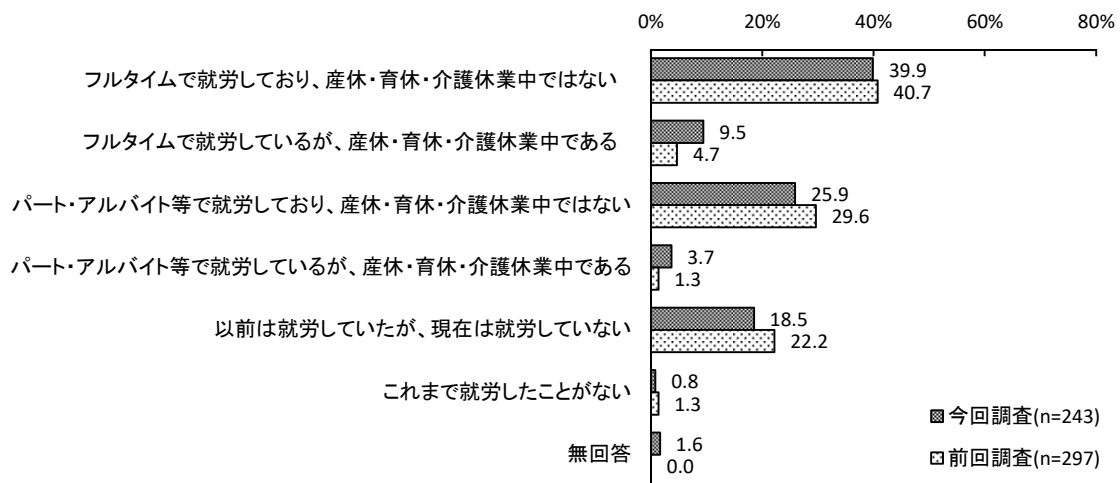


②保護者（母親）の就労状況と就労希望

■ 現在の就労状況

- ◇ 就労状況は、母親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」39.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」25.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」18.5%などとなっています。
- ◇ 前回調査との比較では、フルタイム、パート・アルバイト等いずれも「産休・育休・介護休業中である」が増加しています。

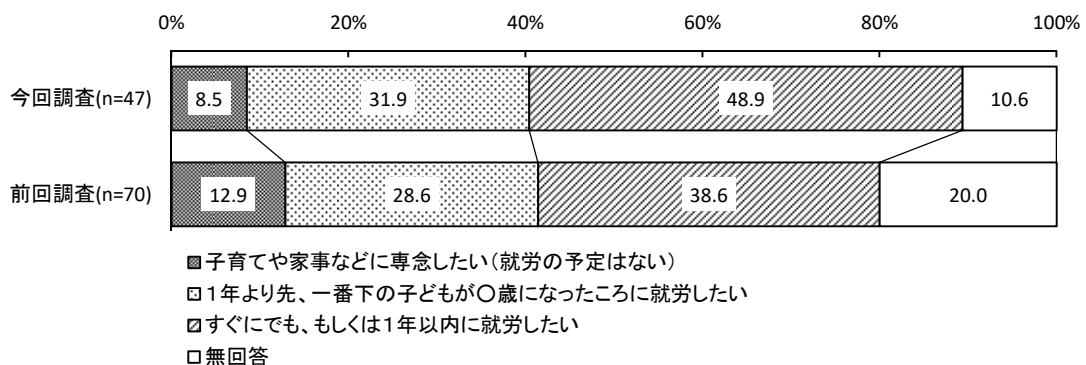
母親の現在の就労状況



■ 今後の就労希望

- ◇ 就労していない母親に就労希望を聞いたところ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労」が48.9%、「1年より先、一番下の子どもが0歳になったときに就労したい」31.9%、「子育てや家事などに専念したい」8.5%となっています。
- ◇ 前回調査との比較では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労」が10ポイントの増加となっています。

母親の今後の就労希望

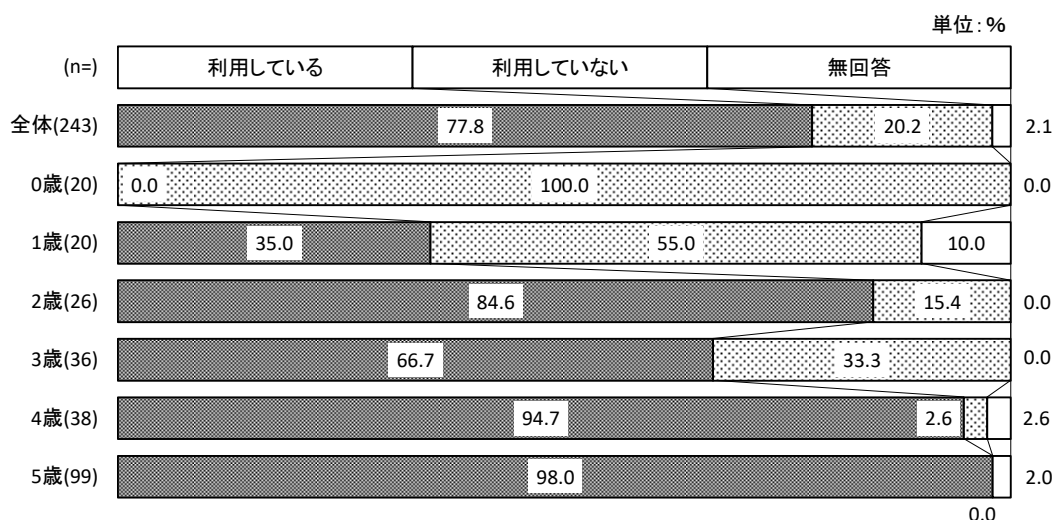


③平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 教育・保育事業の利用状況

◇ 定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」77.8%、「利用していない」20.2%、約8割は利用しています。子どもの年齢でみると年齢とともに「利用している」が多くなり、1歳35.0%、2歳84.6%、3歳66.7%、4歳94.7%、5歳98.0%です。

教育・保育事業の利用



全体の合計人数に年齢無回答者数は含まない

■ 利用している教育・保育事業の内容

◇ 教育・保育事業の利用については、「認可保育所」88.4%が大半であり、以下「幼稚園」6.3%、「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」とともに2.1%などとなっています。

◇ 子どもの年齢でみると、「認可保育所」は1歳が100%、2歳が86.4%、3歳が87.5%、4歳が91.7%、5歳が88.7%となっています。

利用している教育・保育事業

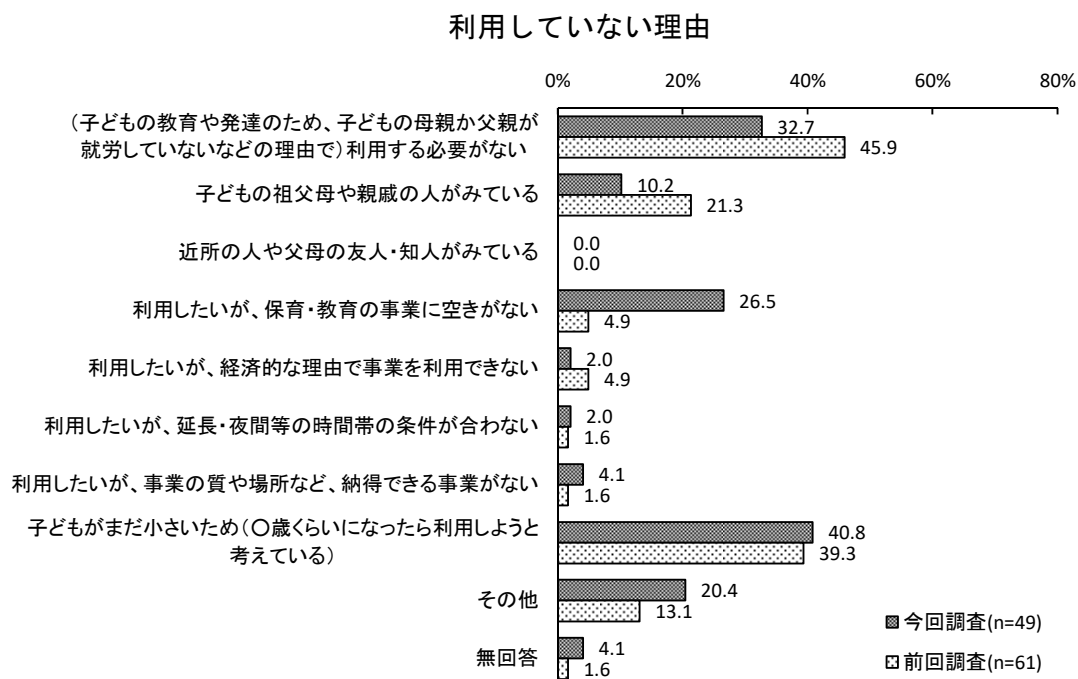
*上段…人数(単位:人)、下段…構成比(単位:%)

	全体	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ポर्ट・セクター	ファミリー・サー	その他	無回答
合計	189 100.0	12 6.3	1 0.5	167 88.4	0 0.0	4 2.1	1 0.5	1 0.5	4 2.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	1 0.5
0歳	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
1歳	7 100.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2歳	22 100.0	2 9.1	0 0.0	19 86.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3歳	24 100.0	0 0.0	1 4.2	21 87.5	0 0.0	0 0.0	1 4.2	0 0.0	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4歳	36 100.0	0 0.0	0 0.0	33 91.7	0 0.0	1 2.8	0 0.0	1 2.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.8	1 2.8
5歳	97 100.0	8 8.2	0 0.0	86 88.7	0 0.0	2 2.1	0 0.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

全体の合計人数に年齢無回答者数は含まない

■ 利用していない理由

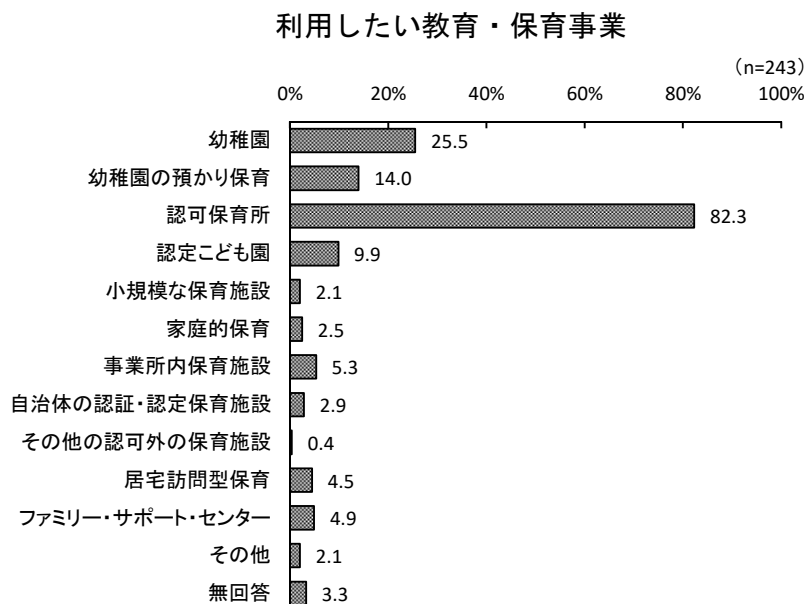
- ◇ 利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」40.8%、「利用する必要がない」32.7%、「利用したいが保育・教育の事業に空きがない」26.5%となっています。
- ◇ 前回調査との比較では、「利用する必要がない」が10ポイント以上減り、「利用したいが保育・教育の事業に空きがない」が20ポイント以上の増となっています。



④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

■ 教育・保育事業の利用意向

- ◇ 定期的に利用したいと考える事業は、「認可保育所」82.3%、「幼稚園」25.5%、「幼稚園の預かり保育」14.0%、「認定こども園」9.9%、「事業所内保育施設」5.3%、「ファミリー・サポート・センター」4.9%などです。
- ◇ 子どもの年齢で見ると、「認可保育所」は、0歳及び1歳がともに75.0%、2歳84.6%、3歳86.1%、4歳92.1%、5歳80.8%となっています。



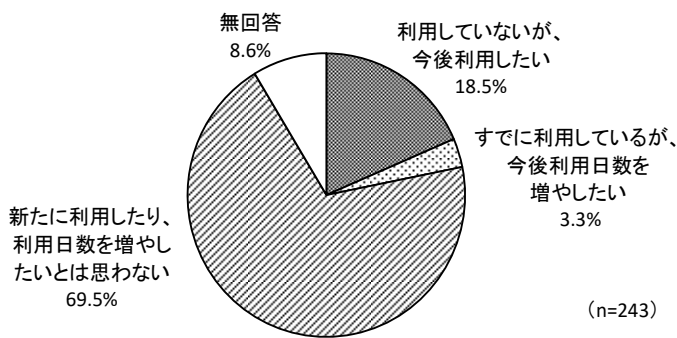
⑤地域子育て支援拠点事業*の今後の利用

(※親が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「なかよしひろば」「たんぽぽひろば」等と呼ばれています)

■今後の利用意向

- ◇ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 69.5%、「利用していないが、今後利用したい」は 18.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」 3.3%です。
- ◇ 「利用していないが、今後利用したい」を子どもの年齢で見ると、0歳の45.0%が他の年齢を大きく上回ります。

今後の利用意向



*上段…人数(単位:人)、下段…構成比(単位:%)

	全体	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	無回答
合計	243 100.0	45 18.5	8 3.3	169 69.5	21 8.6
0歳	20 100.0	9 45.0	1 5.0	9 45.0	1 5.0
1歳	20 100.0	4 20.0	3 15.0	8 40.0	5 25.0
2歳	26 100.0	5 19.2	2 7.7	17 65.4	2 7.7
3歳	36 100.0	4 11.1	2 5.6	28 77.8	2 5.6
4歳	38 100.0	9 23.7	0 0.0	26 68.4	3 7.9
5歳	99 100.0	13 13.1	0 0.0	78 78.8	8 8.1

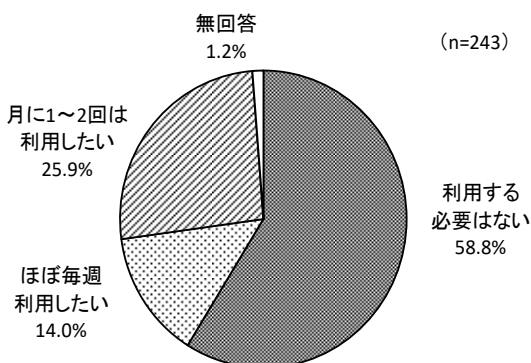
全体の合計人数に年齢無回答者数は含まない

⑥土・日・休日や長期休暇中の利用希望

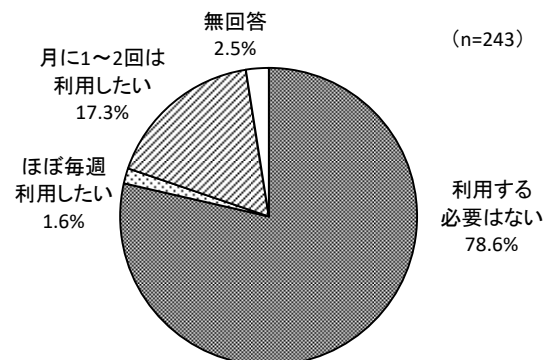
■土曜及び日曜・祝日の利用希望

- ◇ 土曜日、日曜・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」は土曜日 58.8%、日曜・祝日 78.6%であり、土曜日のほうが利用意向はやや高くなっています。

土曜日

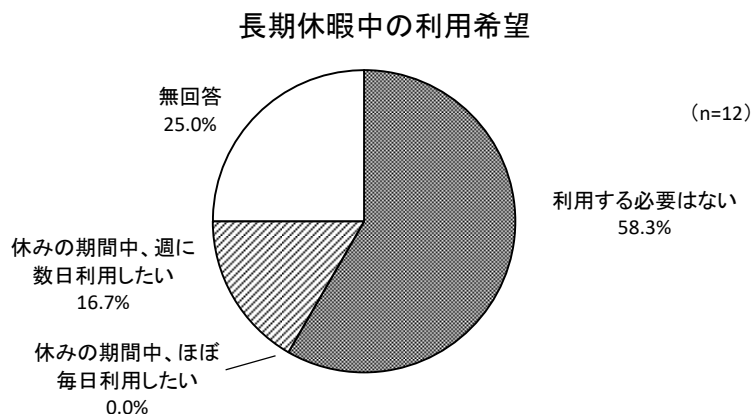


日曜・祝日



■ 長期休暇中の利用希望（幼稚園利用の人）

- ◇ 幼稚園を利用している人に長期の休暇期間中の利用希望を聞いたところ、「利用する必要はない」が 58.3%、「休みの期間中、週に数日利用したい」16.7%となっています。



⑦ 一時預かりの利用希望

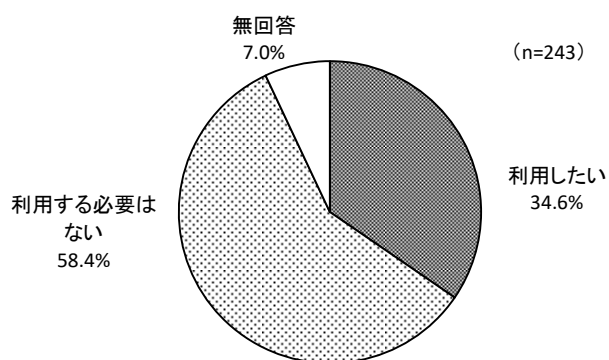
■ 利用希望の有無

- ◇ 私用、親の通院、不定期の就労の目的で利用する必要があるかについては、「利用する必要はない」が 58.4%、「利用したい」が 34.6%です。

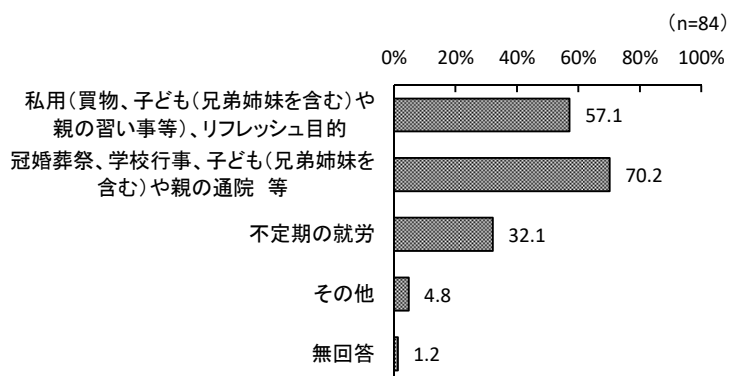
■ 利用したい理由

- ◇ 「利用したい」とする理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」70.2%、「私用」57.1%、「不定期の就労」32.1%です。

利用希望の有無



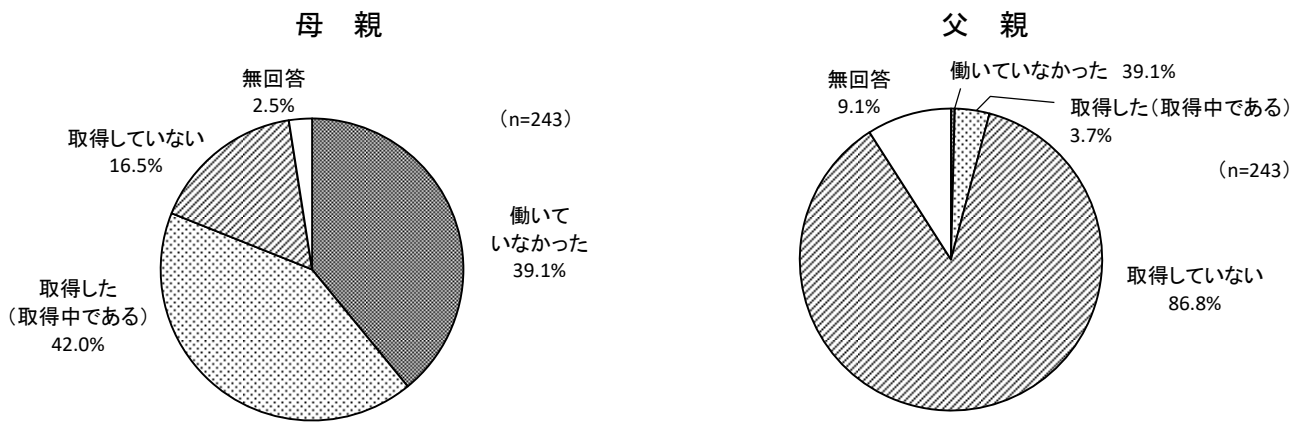
利用したい理由



⑧ 育児休業の取得

■ 育児休業の取得の有無

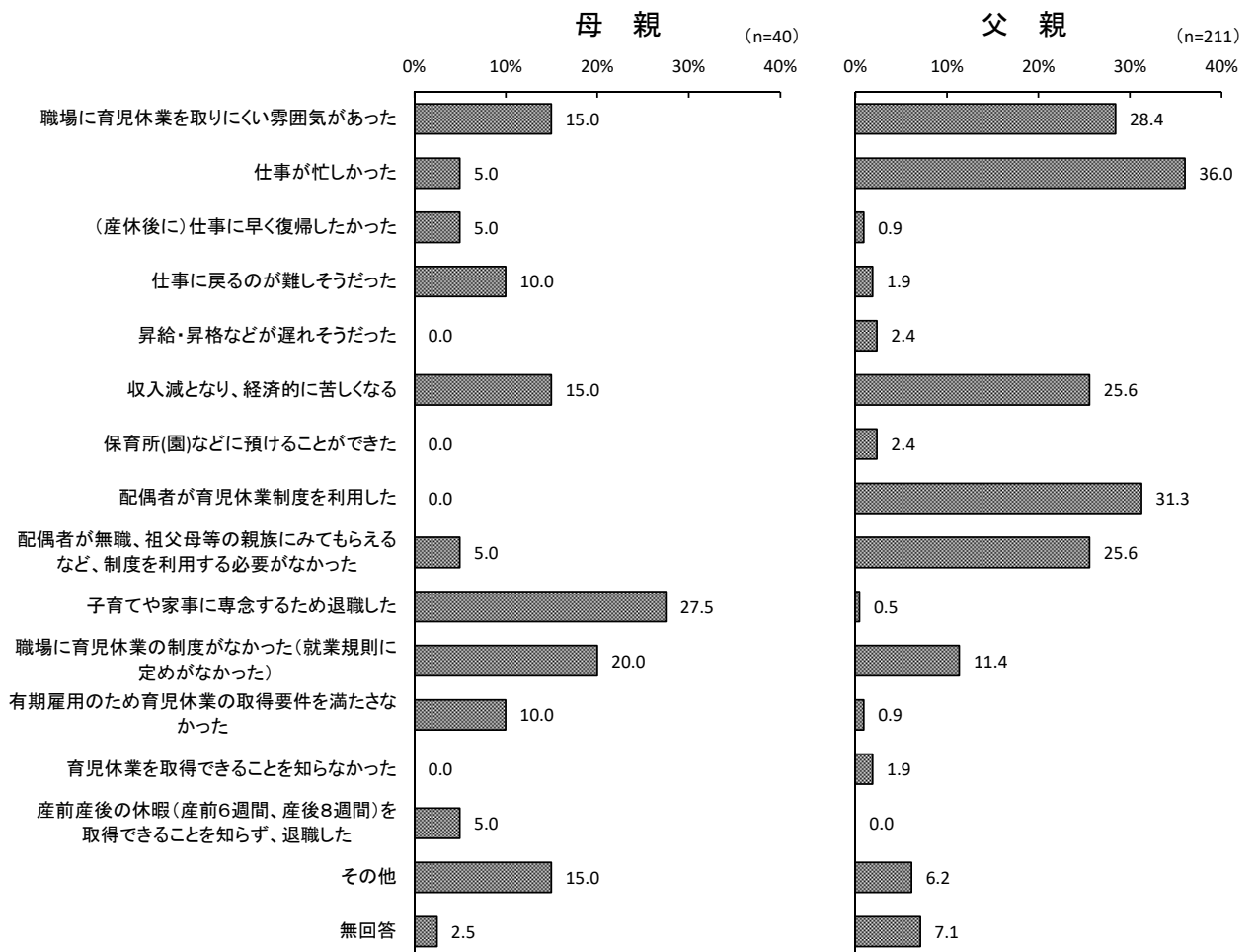
- ◇ 母親が育児休業を取得したかについては、「取得した(取得中である)」は 42.0%、「取得していない」16.5%、「働いていなかった」39.1%です。
- ◇ 父親の育児休業取得は、「取得した」はわずか 3.7%、「取得していない」86.8%です。



■ 育児休業を取得していない理由

◇ 母親の取得していない理由は、最も多いのが、「子育てや家事に専念するため退職した」27.5%、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」20.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」ともに15.0%などとなっています。

◇ 父親の取得していない理由は、最も多いのが「仕事が忙しかった」36.0%、「配偶者が育児休業制度を利用した」31.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」28.4%などとなっています。前回調査と比較して、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は前回調査では最も多い35.7%であったが、今回調査では25.6%と10ポイント以上減っています。



⑨地域の子育て支援事業の利用

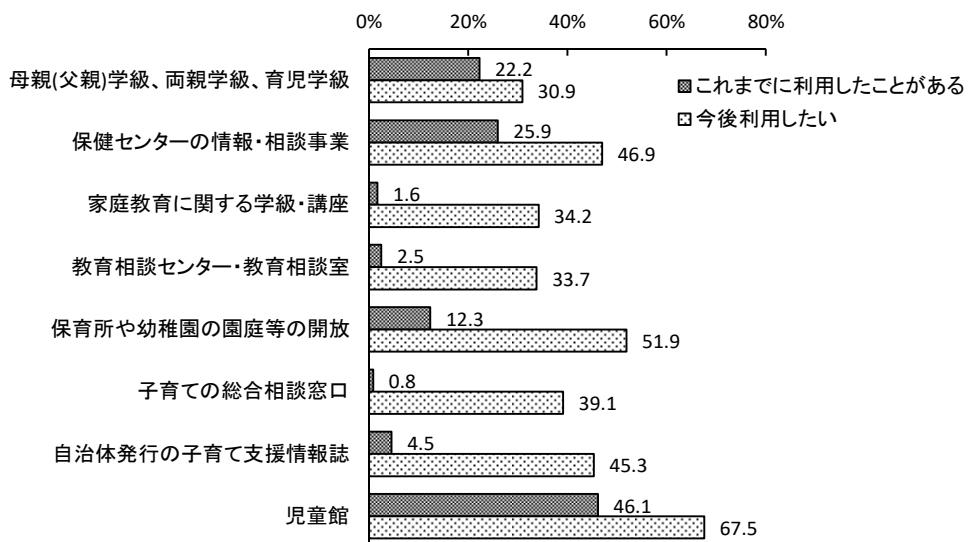
■ 利用したことのある子育て支援事業

◇ 「これまでに利用したことがある」は、「児童館」の46.1%、「保健センターの情報・相談事業」25.9%、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」22.2%などの順となっています。一方、利用が少なく、利用が1割以下は、「子育ての総合相談窓口」0.8%、「家庭教育に関する学級・講座」1.6%、「教育相談センター、教育相談室」2.5%、「自治体発行の子育て支援情報誌」4.5%となっています。

■ 今後、利用したい子育て支援事業

◇ 今後の利用については、「児童館」67.5%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」51.9%、「保健センターの情報・相談等」46.9%、「自治体発行の子育て情報誌」45.3%、「子育ての総合相談窓口」39.1%の順であり、情報や相談に関する事業ニーズが高くなっています。

利用したことがある・今後利用したい子育て支援事業

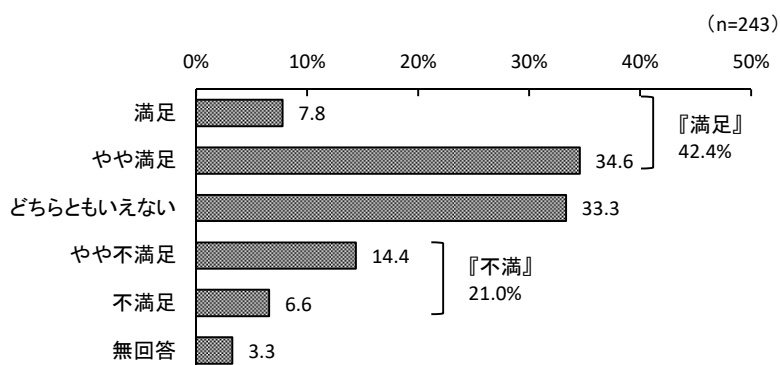


⑩子育て環境や子育て支援

■ 満足度

◇ 子育ての環境や支援への満足度については、「満足」7.8%、「やや満足」34.6%、合わせた『満足』は42.4%です。これに対し、「不満足」6.6%、「やや不満足」14.4%を合わせた『不満』は21.0%であり、『満足』が『不満』を大きく上回ります。

子育ての環境や支援への満足度



(2) 小学生児童の調査（保護者）

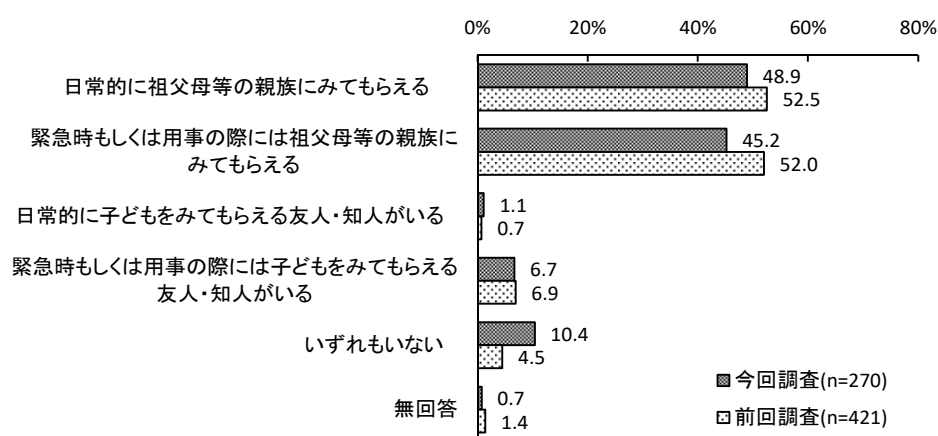
①子どもの育ちをめぐる環境

■ 子どもを見てもらえる親族・知人

◇ 日頃子どもを見てもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」48.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」45.2%であり、「日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」はわずか1.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」は6.7%にとどまっています。また「いずれもない」10.4%です。

◇ 前回調査との比較では、「親族にみてもらえる」は減っています。

子どもを見てもらえる親族・知人



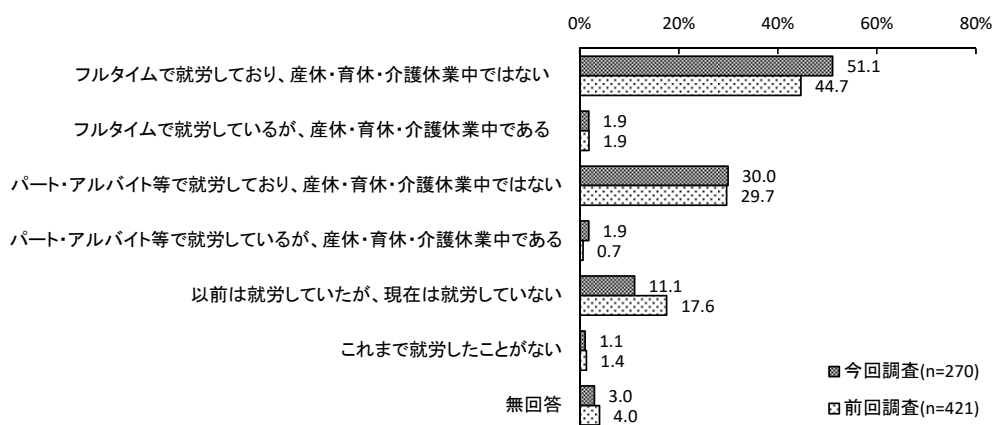
②保護者（母親）の就労状況と就労希望

■ 現在の就労状況

◇ 母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く51.1%、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」30.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」11.1%の順となっています。産休・育休・介護休業中を含めた『フルタイム』は53.0%、『パート・アルバイト等』は31.9%とフルタイムが上回ります。

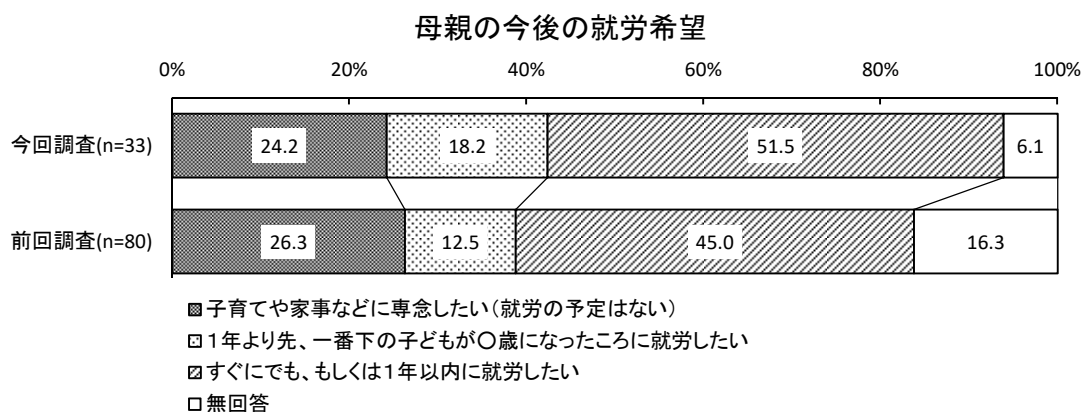
◇ 前回調査との比較では、『フルタイム』が増えています。

母親の現在の就労状況



■ 今後の就労希望

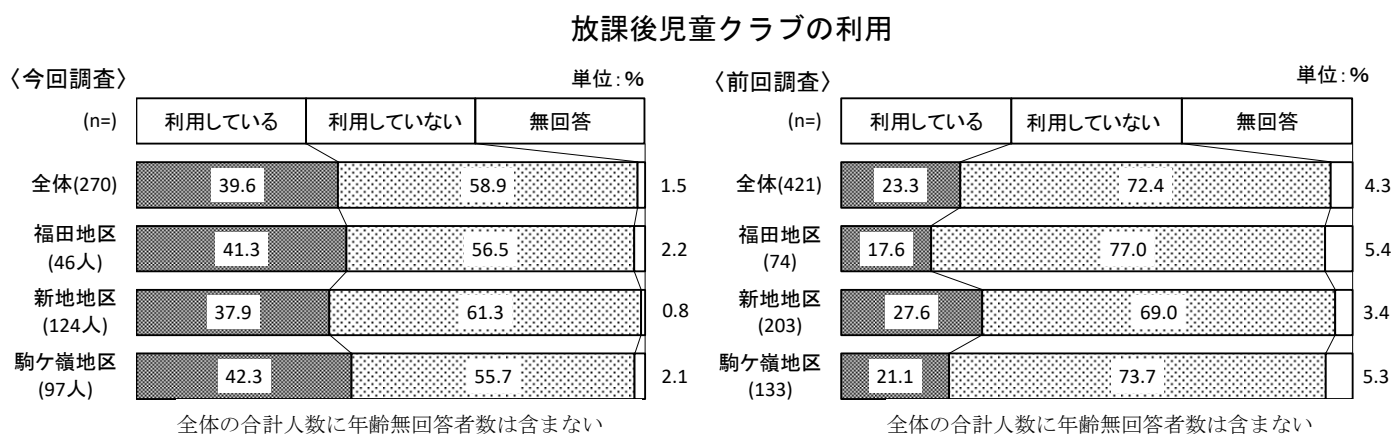
- ◇ 就労していない母親に就労希望を聞いたところ「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」51.5%、「1年より先、一番下の子どもの年齢によって就労したい」18.2%と就労希望は69.7%、約7割となっています。



③放課後児童クラブの利用

■ 放課後児童クラブの利用状況

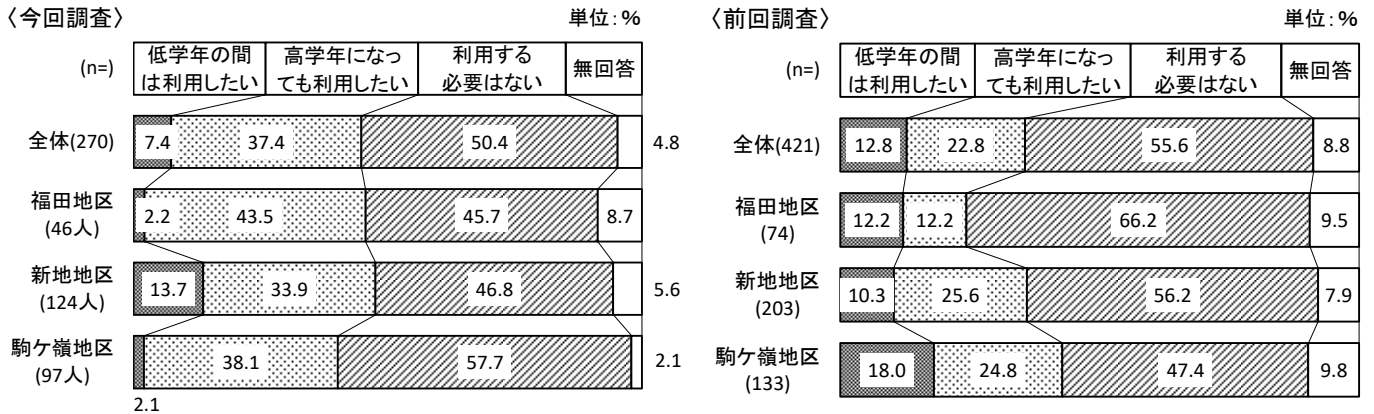
- ◇ 放課後児童クラブを「利用している」は、39.6%と4割が利用しています。地区別にみると、「利用している」は「駒ヶ嶺地区」42.3%、「福田地区」41.3%、「新地地区」37.9%となっています。
- ◇ 前回調査と比較して、利用は大幅に増え、前回調査で最も多かった「新地地区」は、今回調査では「駒ヶ嶺地区」「福田地区」の利用状況を下回ります。



■ 長期休暇中の利用希望

- ◇ 夏休み、冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は「低学年の間は利用したい」7.4%、「高学年になっても利用したい」37.4%となっています。
- ◇ 前回調査と「高学年になっても利用したい」が大幅に増えています。
- ◇ 地区別にみると、「高学年になっても利用したい」は「福田地区」43.5%、「駒ヶ嶺地区」38.1%、「新地地区」33.9%の順となっています。

放課後児童クラブの長期休暇中の利用希望

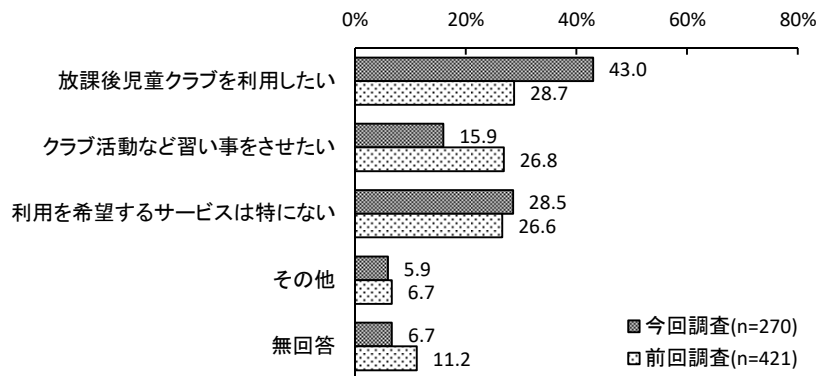


④放課後の過ごし方

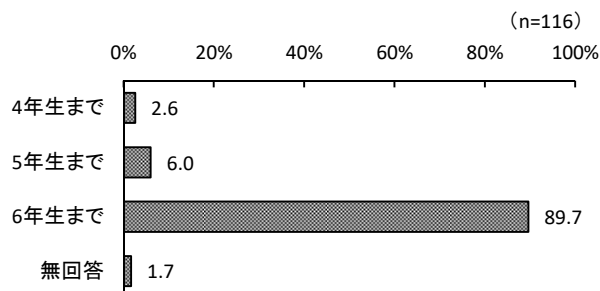
■ 放課後の過ごし方の希望

- ◇ 小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望は「放課後児童クラブを利用したい」43.0%、「利用を希望するサービスは特にない」28.5%、「クラブ活動など習い事をさせたい」15.9%、となっています。
- ◇ 前回調査と比較すると、「放課後児童クラブを利用したい」が大幅に増え、「クラブ活動など習い事をさせたい」が大幅に減っています。
- ◇ 「放課後児童クラブを利用したい」の希望学年は「6年生まで」が89.7%と大半を占めます。

小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望



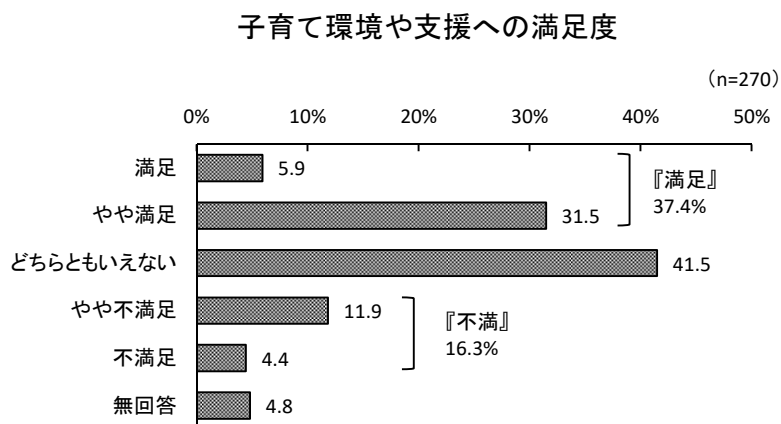
放課後児童クラブを利用したい希望学年



⑤子育て環境や子育て支援

■ 満足度

◇ 子育て環境や支援への満足度については「満足」5.9%、「やや満足」31.5%、合わせた『満足』37.4%です。これに対し、「不満足」4.4%、「やや不満足」11.9%合わせた『不満足』16.3%です。『満足』が『不満足』を大きく上回ります。



3 子育て環境の状況

(1) 保育所園児数

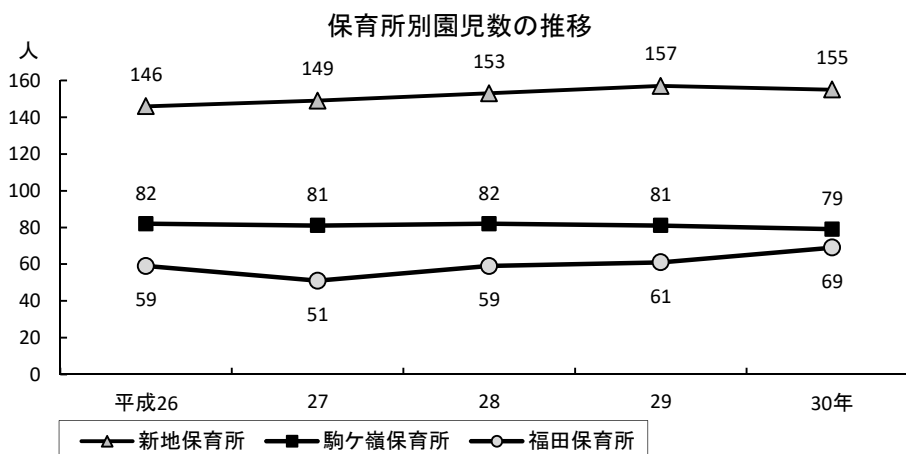
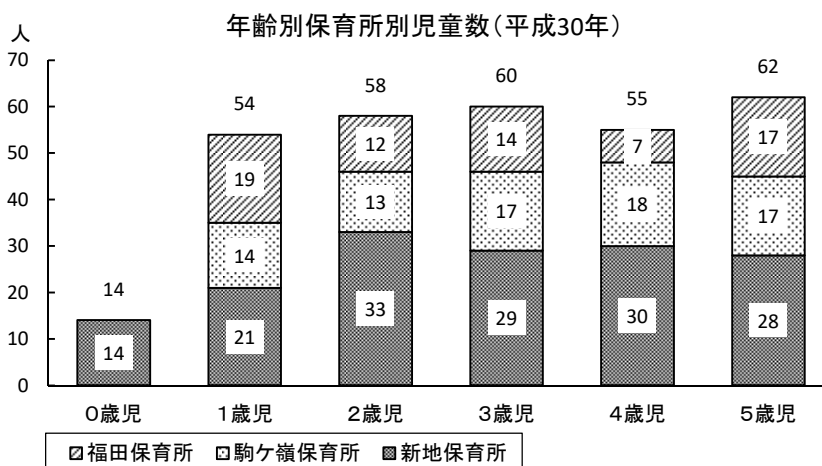
町内には町立の3保育所があります。通常保育に加え、延長保育、乳児保育、土曜保育、一時保育を行っています。

保育所園児数は、平成30年303人、内訳は新地保育所155人、駒ヶ嶺保育所79人、福田保育所69人であり、新地保育所はわずかですが定員を上回っています。また、0歳児保育は新地保育所のみで行っていますが、いずれの保育所も低年齢児の保育が増えています。

保育所の状況

単位:人

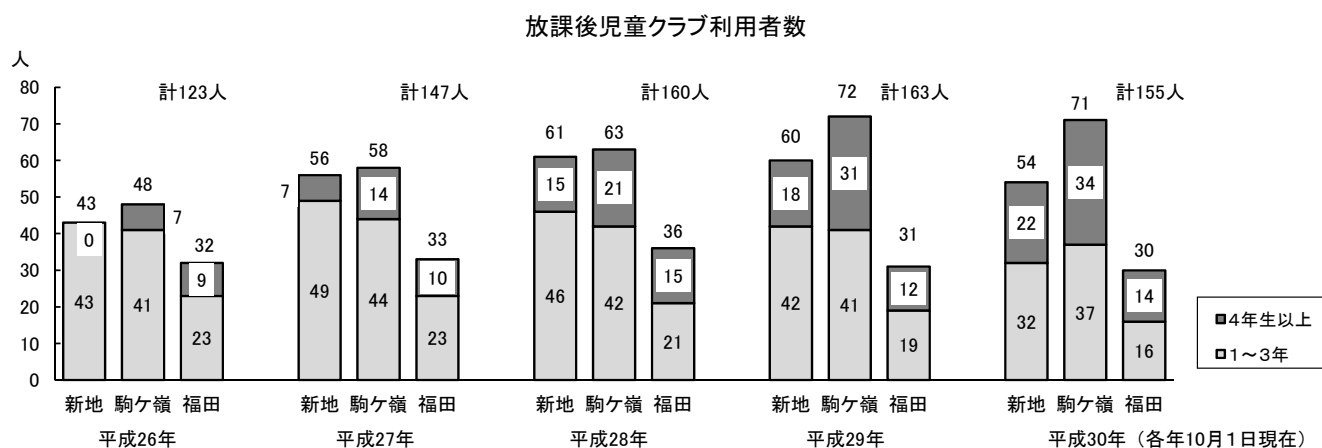
年度	合計					新地保育所					駒ヶ嶺保育所					福田保育所				
	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
0歳児	15	14	19	14	14	15	14	19	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	50	40	51	62	54	20	17	18	27	21	14	10	16	21	14	16	13	17	14	19
2歳児	45	51	40	53	58	24	24	21	25	33	11	16	11	14	13	10	11	8	14	12
3歳児	64	54	60	52	60	32	31	30	29	29	19	13	15	15	17	13	10	15	8	14
4歳児	58	65	58	63	55	31	32	34	30	30	20	23	16	16	18	7	10	8	17	7
5歳児	55	57	66	55	62	24	31	31	32	28	18	19	24	15	17	13	7	11	8	17
計	287	281	294	299	303	146	149	153	157	155	82	81	82	81	79	59	51	59	61	69
定員	330	330	330	330	330	150	150	150	150	150	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90



(2) 放課後児童クラブの利用状況

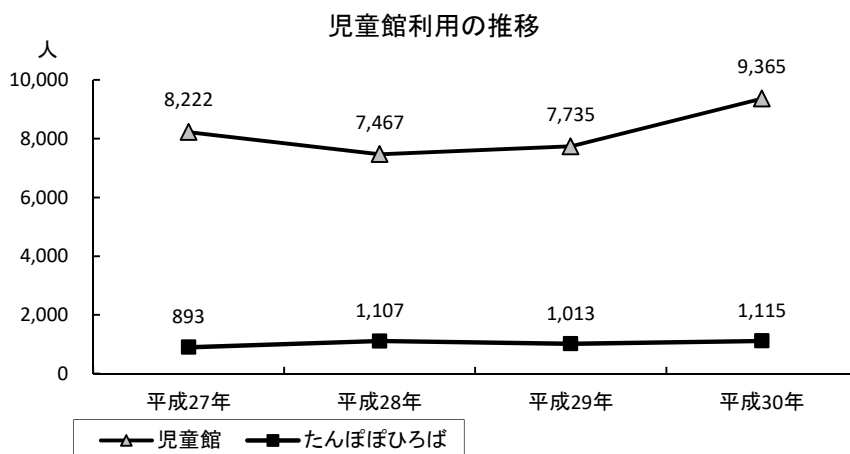
放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちを対象とする施設で、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図るものです。本町では新地、駒ヶ嶺、福田の3地区で実施しています。平成27年度からは厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」により対象児童が小学6年生までに拡大されました。

平成26年の利用者は123人でしたが、平成29年には163人とこれまでで最も多い利用となっています。また、小学4年生以上の利用も増加し、小学4年生以上の利用は、平成30年度で利用者の45.1%と5割にせまっています。



(3) 児童館等の利用状況

児童館は、平成30年度、これまでで最も多い9,365人の利用となっています。親子のふれあいや仲間づくりのための「たんぽぽひろば」利用者も次第に増え、平成28年から、1,000人を超す利用となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

1 目指す姿

子ども・子育て支援は、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつなげるとともに、次の世代を育むという意味でも社会全体で取り組む重要な課題です。

一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するというを前提とし、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を目指します。



安心して子どもを産むことができ、
地域みんなで子育てを応援する、
子どもたちの笑顔があふれるまち

2 基本的視点

「第2期新地町子ども・子育て支援事業計画」では、「第1期新地町子ども・子育て支援事業計画」の基本的視点を踏まえ、大切にすべき視点として次の3つを掲げます。

(1) 子どもたちが心身ともに健やかに明るくのびのび育つまちづくり

次代を担う子どもたちが、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が受けられる環境を整え、心身ともに健やかに明るくのびのびと育っていきけるまちづくりを進めます。

(2) 子育て家庭が安心して楽しく子育てができるまちづくり

すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるまちづくりを進めます。保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、また、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

(3) 子育てを地域で見守り、支援するまちづくり

地域の子どもは地域で育てるという共通認識のもと、子育て家庭を見守り、必要があれば手を差し伸べ、地域のあらゆる担い手が連携・協働していく視点を持って進めます。



3 計画の基本的な考え方

(1) 教育・保育

本町の人口は減少傾向にありましたが、平成 27 年に増加に転じ、以降、人口は横這いで推移しています。出生数は毎年 60 人前後で推移しています。

本町では幼児教育・保育の無償化の対象となる町立保育所において、保育を必要とする子どもを受入れ、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもを育成しています。通常保育に加え延長保育を実施するとともに、0 歳児保育を新地保育所で行っています。

近年の保育需要の高まりにより、新地保育所では定員をやや上回る状況が続き弾力的運用を図っています。しかし、平成 30 年度には 0～2 歳児の低年齢児の保育需要が多く、保育士不足から待機児童が発生しました。

ニーズ調査でも 3 号認定の 0～2 歳児の保育ニーズが高まる一方で、保育士不足が全国的に問題となるなか、本町も例外ではありません。今後、益々共働き世帯が増える中で、低年齢児保育へのニーズの高まりが見込まれ、保育士確保に向けさまざまな手立てを講じます。

町内には幼稚園はなく、幼稚園利用者は町外施設を利用しています。国においては、平成 29 年 3 月に乳幼児期の保育・教育の指針の改定を行い、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等は幼児教育を行う施設として位置づけています。

本町では、保育・教育の指針の改定を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置についても検討を深めながら保育所における幼児教育を実践します。



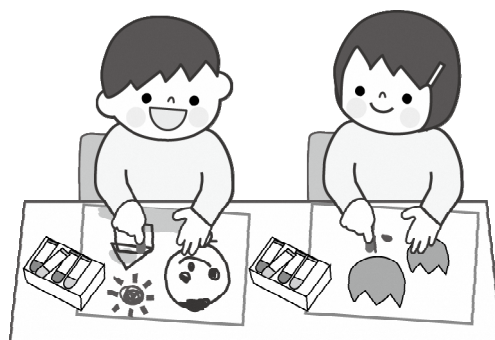
(2) 地域の子育て・子育て支援

在宅で子育てをする家庭を対象に、児童館では親子交流活動や育児相談事業を実施し、育児に不安のある保護者や相談できる支援者がいない保護者に対する支援を図っています。しかし、保護者からは、子育てについて身近に相談する人がいない、必要な情報が得られないなど、支援を必要とする声は増加傾向にあります。

このため、町では子育て相談にかかる包括的なセンター機能をもつ「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦に寄り添い、出産や子育てに関する相談にワンストップでの対応を図ります。

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後健全育成事業で図る「放課後児童クラブ」は、町内3カ所に設置しています。平成27年度からは小学6年生までを対象としたことから、小学4年生以上の利用が5割近くとなっています。フルタイムで働く保護者が増えていることもあり、利用者は次第に増加しています。今後も安定した受入れに向けて、環境整備に取り組めます。

小学生の放課後の居場所づくりとして「放課後児童クラブ」のほか「児童館」事業を行っています。放課後の時間は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通して社会性を取得し、発達段階に応じた遊びの場、生活の場としていく必要があることから、環境整備を図り、児童の健全育成を図ります。



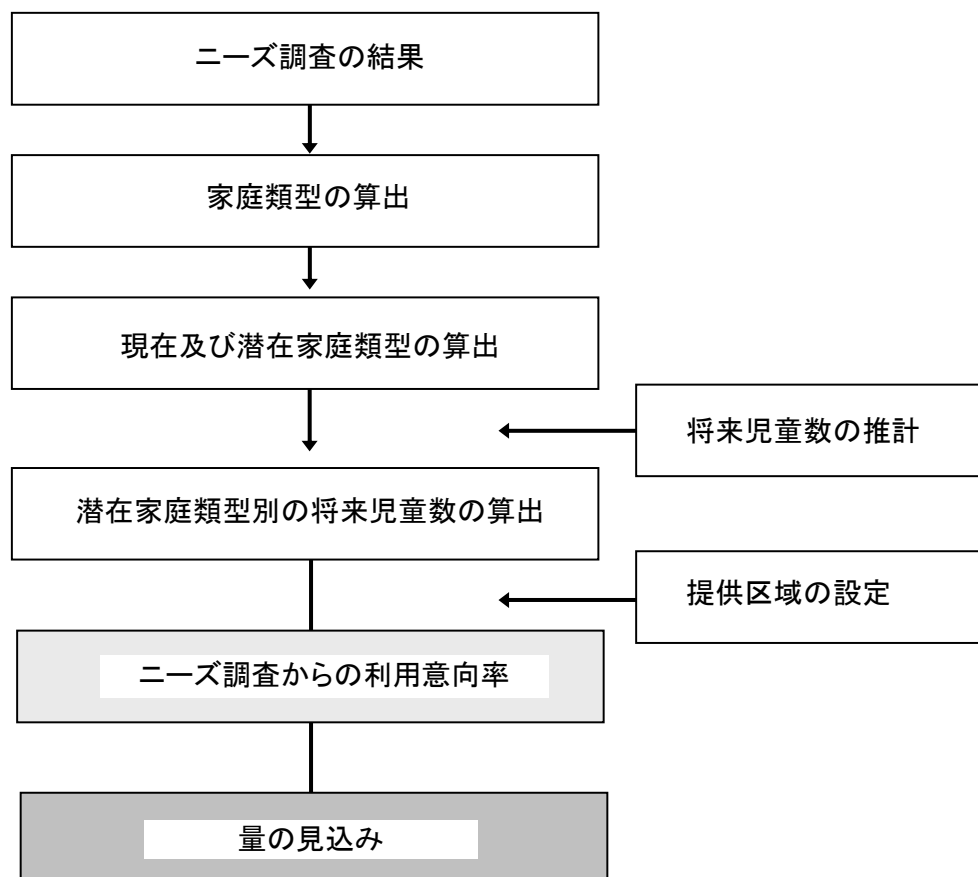
第4章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の量の見込みの算出

(1) 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。



(2) 家庭類型

ニーズ調査結果から、家庭類型は、父母の有無や就労状況からタイプAからタイプFの8種類に分類できます。現在の家庭類型を算出するとともに、対象となる子どもの保護者の就労形態等から潜在の家庭類型を算出します。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部)
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の下限時間は、48時間～64時間の間で、市町村において設定

母親		父親	ひとり親	フルタイム就労 (育休・介護休業含む)	パートタイム就労 (育休・介護休業含む)			未就労
					月120時間以上	月120時間未満 48時間以上	48時間未満	
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労 (育休・介護休業含む)				タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム 就労 (育休・介護 休業含む)	月120時間以上			タイプC	タイプE			タイプD
	月120時間未満 48時間以上							
	48時間未満			タイプC'			タイプE'	
未就労						タイプD		タイプF

↑
↑

保育の必要性あり
保育の必要性なし

(3) 家庭類型の算出（現在・潜在）

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または下限時間以上120時間未満の一部。

…タイプD（現在）→タイプC（潜在）

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C'（現在）→タイプB（潜在）

新地町の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型集計結果		現 在	潜 在
タイプA	ひとり親	7%	7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	46%	50%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	25%	24%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	1%	2%
タイプD	専業主婦（夫）	21%	16%
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）	1%	1%
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）	0%	0%
タイプF	無業×無業	0%	0%

(4) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

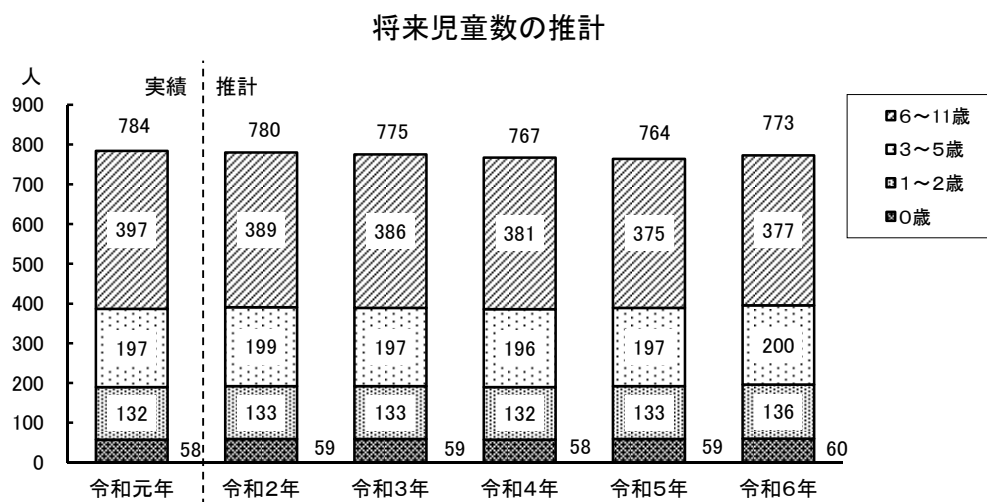
区分	年齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「幼稚園+預かり保育」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」「幼稚園+預かり保育」の利用を希望する割合
		保育の必要性あり	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
3号認定	0～2歳		0歳及び1～2歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

対象事業	
1	利用者支援事業
2	時間外保育事業（延長保育）
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）
5	地域子育て支援拠点事業
6	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・2号認定による定期的な訪問 ・その他
7	ファミリー・サポート・センター事業
8	病児・病後児保育事業等
9	妊婦健康診査
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	養育支援訪問事業

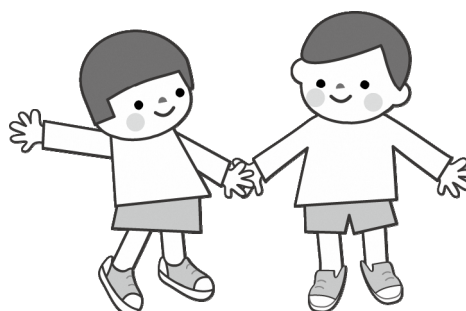
(5) 将来児童数の推計

計画期間中（令和2年度～令和6年度）における将来児童数の推計を行いました。少子・高齢化が進みますが、計画の目標年次である令和6年には0～5歳の就学前の人口は396人、6～11歳の小学生の人口は377人と、ほぼ横ばいで推移すると予測されます。



単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	59	59	58	59	60
1～2歳	133	133	132	133	136
3～5歳	199	197	196	197	200
小 計	391	389	386	389	396
6～11歳	389	386	381	375	377
合 計	780	775	767	764	773



(6) 潜在家庭類型別将来児童数の推計

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。ここでは令和2年の潜在家庭類型別児童数を算出します。

潜在家庭類型別の児童数

家族類型集計結果		将来児童数		潜在家庭類型別割合		潜在家庭類型別将来児童数
タイプA	ひとり親	391人	×	7%	=	27人
タイプB	フルタイム×フルタイム			50%		196人
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)			24%		94人
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)			2%		8人
タイプD	専業主婦(夫)			16%		63人
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)			1%		4人
タイプE'	パート×パート(いずれかが短)			0%		0人
タイプF	無業×無業			0%		0人

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本町では、新地町全域を一つの「教育・保育提供区域」として設定します。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

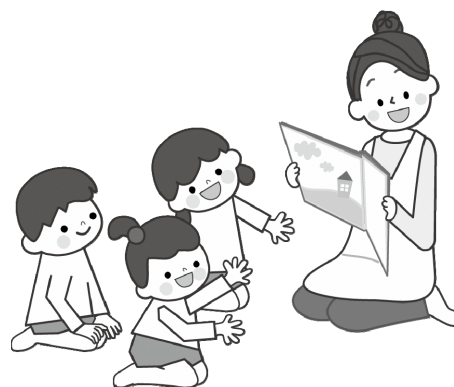
1～3号の認定区分ごとに教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について設定しました。量の見込みは、ニーズ調査の結果により算出しています。

保育所によっては、一部定員を超えています。居室面積等最低基準を満たしたなかで弾力的運用を行っています。3号認定の0～2歳児保育へのニーズは高まっていますが、保育士不足から保育ニーズを充足できず、対応がむずかしい状況にあります。このことから、保育士確保に取り組み、保育の場の提供を図ります。

量の見込み

単位：人

	3歳-5歳			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
令和2年度	15	5	166	29	103
令和3年度	15	5	164	29	103
令和4年度	15	5	163	29	103
令和5年度	15	5	164	29	103
令和6年度	15	5	166	30	106



量の見込みと確保提供量（各年度ごと）

〈令和2年度〉

単位：人

		3歳以上			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園 希望	幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
量の見込み（A）		15	5	166	29	103
確保 提供 量 （B）	その他町外施設	15	5			
	保育所			166	15	103
過不足分（B）－（A）		0	0	0	△14	0

〈令和3年度〉

単位：人

		3歳以上			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園 希望	幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
量の見込み（A）		15	5	164	29	103
確保 提供 量 （B）	その他町外施設	15	5			
	保育所			164	21	103
過不足分（B）－（A）		0	0	0	△8	0

〈令和4年度〉

単位：人

		3歳以上			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園 希望	幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
量の見込み (A)		15	5	163	29	103
確保 提供 量 (B)	その他町外施設	15	5			
	保育所			163	21	103
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	△8	0

〈令和5年度〉

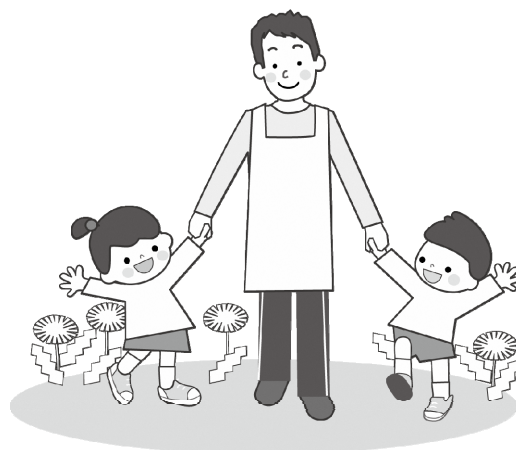
単位：人

		3歳以上			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園 希望	幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
量の見込み (A)		15	5	164	29	103
確保 提供 量 (B)	その他町外施設	15	5			
	保育所			164	21	103
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	△8	0

〈令和6年度〉

単位：人

		3歳以上			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園 希望	幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
量の見込み（A）		15	5	166	30	106
確保 提供 量 （B）	その他町外施設	15	5			
	保育所			166	21	106
過不足分（B）－（A）		0	0	0	△9	0



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保提供量

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、ニーズ調査の結果により算出しています。

子育て家庭からニーズの高い、きめ細かな情報提供や相談、助言を実施するため、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を図ります。

小学生の放課後の居場所については、「放課後児童クラブ」と「児童館」それぞれの事業の特徴を生かしながら、児童が安全で豊かに過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。

量の見込み

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
利用者支援事業	カ所	5	5	5	5	5	
地域子育て支援拠点事業	人/年	364	364	361	364	372	
延長保育事業	人/年	79	79	78	79	80	
一時預かり事業	人/年	251	251	232	251	251	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人/年	176	176	174	176	179	
放課後児童健全 育成事業（放課後 児童クラブ）	低学年	人/日	80	79	79	78	79
	高学年	人/日	75	74	72	71	71
	合計	人/日	155	153	151	149	150
妊婦健康診査事業	人/年	59	59	58	59	60	
乳児家庭全戸訪問事業	人/年	59	59	58	59	60	



(1) 利用者支援事業

〈概要〉

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。

〈新地町の事業〉

本町では、標記事業に該当するものとして、児童館や各保育所などにおいて、必要な情報提供や相談を行っています。

町では今後、「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師等のスタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (A)	カ所	5	5	5	5	5
確保提供量 (B)	カ所	5	5	5	5	5
過不足分 (B) - (A)	カ所	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

〈概要〉

核家族が進む中で家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の負担や不安・孤独感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業。

〈新地町の事業〉

本町では、標記事業に該当するものとして、児童館の中に「なかよしひろば・たんぽぽひろば」を開設しており、小学校就学前の教育・保育施設等を利用していない子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所として利用されています。また、保育所での育児相談や児童館の世代間交流事業などにより、気軽に集まれる場を提供しています。

児童館等利用の現状

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延べ 利用者 数	児童館	人/ 年	2,890	2,551	2,604	2,478
	たんぽぽひろば	人/ 年	489	588	532	598
	合 計	人/ 年	3,379	3,139	3,136	3,076

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (A)	人/年	364	364	361	364	372
確保提供量 (B)	人/年	364	364	361	364	372
過不足分 (B) - (A)	人/年	0	0	0	0	0

(3) 延長保育事業

〈概要〉

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保護者の就労形態・通勤時間等やむを得ない事情により保育所等で引き続き保育を実施する事業。

〈新地町の事業〉

本町では、標記事業である延長保育をすべての保育所で実施しています。共働き世帯の増加や多様化する就業形態などに伴う利用人数は増加しているため、引き続きニーズに対応した延長保育を実施します。

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (A)	人/年	79	79	78	79	80
確保提供量 (B)	人/年	79	79	78	79	80
過不足分 (B) - (A)	人/年	0	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業

〈概要〉

家庭において一時的に保育を行うことが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

〈新地町の事業〉

本町では、標記事業である一時保育事業をすべての保育所で実施しています。町内に幼稚園がないため、幼稚園の量の見込みは確保提供量には含めません。引き続き保育所において、保護者の就労や傷病・介護などで保育を行うことができない家庭の保育ニーズへの対応を図ります。

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(保育所) (A)	人/年	251	251	232	251	251
量の見込み(幼稚園等) (A)	人/年	216	214	212	214	217
確保提供量(B)	人/年	251	251	232	251	251
過不足分(B)－(A)	人/年	△216	△214	△212	△214	△217

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

〈概要〉

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業。

〈新地町の事業〉

現在、町内には児童養護施設等がないことから実施していません。

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(A)	人/年	176	176	174	176	179
確保提供量(B)	人/年	0	0	0	0	0
過不足分(B)－(A)	人/年	△176	△176	△174	△176	△179

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

〈概要〉

保護者が労働等により昼間家庭にいない留守家庭で、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

〈新地町の事業〉

本町では、小学校や近隣の公共施設でクラブを実施しています。保護者のニーズに対応できるよう、人材の確保や活動の充実など、安定した受入れに向けて環境の整備に取り組めます。

放課後児童クラブの現状

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
新地児童クラブ	人/日	43	56	61	60	54
駒ヶ嶺児童クラブ	人/日	48	58	63	72	71
福田児童クラブ	人/日	32	33	36	31	30
合計	人/日	123	147	160	163	155

量の見込みと確保提供量

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (A)	低学年	人/日	80	79	79	78	79
	高学年	人/日	75	74	72	71	71
	合計	人/日	155	153	151	149	150
確保提供量 (B)	低学年	人/日	80	79	79	78	79
	高学年	人/日	75	74	72	71	71
	合計	人/日	155	153	151	149	150
過不足分 (B) - (A)	低学年	人/日	0	0	0	0	0
	高学年	人/日	0	0	0	0	0
	合計	人/日	0	0	0	0	0

(7) 妊婦健康診査事業

〈概要〉

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

〈新地町の事業〉

妊婦健康診査を定期的に受診するよう促すとともに、必要に応じて医療機関と連携し、妊産婦支援の充実を図ります。

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (A)	人/年	59	59	58	59	60
確保提供量 (B)	人/年	59	59	58	59	60
過不足分 (B) - (A)	人/年	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

〈概要〉

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

〈新地町の事業〉

保健師が家庭を訪問し、すべての乳児の養育に関する相談・指導、育児の悩み等の相談を行い、乳児のいる家庭の支援を行います。

量の見込みと確保提供量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (A)	人/年	59	59	58	59	60
確保提供量 (B)	人/年	59	59	58	59	60
過不足分 (B) - (A)	人/年	0	0	0	0	0

第5章

その他の関連施策の展開

1 産後の休業及び育児休業後の 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育事業の利用をできるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが実施できるよう、環境整備に努めます。

① 子育て世代包括支援センターの開設

少子化や核家族化などにより、妊産婦が周囲から十分な支援を受けることが難しくなっています。「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

② 児童館の充実

児童館について広く周知を図り、子育て家庭が集まりやすい施設となるよう事業内容の充実や運営体制の工夫を図ります。

③ なかよし・たんぽぽひろば事業の充実

子育ての仲間づくりなどで実績をあげているなかよし・たんぽぽひろば事業の更なる充実を図ります。また、子育て家庭が身近な地域で気軽に利用できる方策の一つとして保育所と連携した事業を推進します。

④ 地域の子育てグループの支援

なかよし・たんぽぽひろば事業で交流を深めた親同士がその後も継続的な活動ができるよう子育てグループの支援に努めます。



2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 子ども虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、親と子の心の健康づくりや「乳児家庭全戸訪問事業」の実施などを通じて養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。

また、保護者の育児への負担や不安を解消することも必要であり、保護者同士が気軽に集まり、子育ての悩みを相談できる場の提供などに努めます。

さらに、関係機関との連携により、個々のケースへの対応に努めます。

①児童虐待に関する啓発・相談活動の推進

町民への児童虐待防止法に関する周知啓発と相談活動を充実し、虐待防止の予防と早期発見に努めます。

②民生委員・児童委員活動の充実

虐待の予防と早期発見には、地域での情報が重要となることから、民生委員・児童委員の相談・支援活動の充実や見守りの強化に努めます。

③児童虐待の事前予防

乳幼児健診時や保育所、学校で子どもの体の様子を観察するとともに、乳幼児健診の未受診者の家庭訪問の実施や養育支援が必要な家庭への相談・指導を行います。

④要保護児童対策地域協議会の充実

保育所、学校はもとより、関係機関・団体などとの連携を強め、早期発見・解決に向けた要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、個々の状況に応じた十分な情報提供や相談支援、さらには経済的に安定した生活のもとで、子どもを健全に育むことができるよう、各種手当の支給や医療費の助成など、経済的負担の軽減を図ります。

また、就労につながる資格取得やハローワークと連携した就労支援など、安定した収入が確保できるよう支援に努めます。

①相談体制の充実

ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題とその自立に向けた支援のため、民生委員・児童委員による相談体制の充実に努めます。

②就労の促進

就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により自立支援に努めます。また、安心して仕事ができるように保育所や児童クラブ利用等就労しやすい環境を支援します。

③経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子（寡婦）福祉資金貸付制度の利用拡大など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を図ります。

（３）障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進し、障がいの早期発見に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援に努めます。

発達障がいについては社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知や家族支援に努めます。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの適切な教育支援を行います。

①早期療育体制の充実

各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達のみずきなどが発見された乳幼児や、経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、乳幼児発達観察相談などを中心に、療育相談や指導など早期療育体制の充実に努めます。

②障がい児保育の充実

障がい児保育は、障がいのある子どもにとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、保育所の受入れ体制の充実と研修を通じた職員理解を深め、集団生活の可能な障がい児の統合保育を推進します。

また、放課後児童クラブへの受入れ体制の充実に努めます。

③障がい児教育の充実

小・中学校においては、福祉との連携により就学指導を充実するとともに、障がいの状況に応じたきめ細かな指導に努めます。

④発達障がいへの支援

自閉症や学習障がいなどを持つ子どもに対し、必要とする支援を行うことができるよう努めます。

⑤特別支援教育の実施

教員及び特別支援教育担当者を対象とした研修を図り、教職員全体の理解を促進することにより、障がいのある子ども一人ひとりに対応した適切な教育支援を実施します。

⑥障がい児福祉手当の支給

精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に障がい児福祉手当を支給します。

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子ども・子育て支援法に基づく基本方針においても、社会全体の運動として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を広げていく必要があることが示されています。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができるよう、企業等の協力のもと、環境の整備や意識の醸成に取り組み、育児休業等の普及促進と多様な働き方の実現を促進します。

①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

男女が働きながら安心して子育て・介護・家事ができるよう、仕事と生活の調和をめざすワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図るとともに、事業主の子育てに対する理解と協力を求めます。

②働き方の見直しの促進

男性についても生活時間を確保できるよう週休2日制の普及や、所定外労働の削減、有給休暇の取得促進など働き方の見直しに関する意識啓発に努めます。

③育児休業制度等の普及啓発

育児休業や看護休暇制度の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努めます。

④育児・介護休業制度等の利用促進

育児・介護休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしやすい就労環境に向け、商工会や事業主に対して働きかけていきます。

⑤男性の意識改革と子育ての促進

父親も子育てに参加するよう意識改革を働きかけるとともに、男性が母子保健事業や家庭教育事業に参加できるよう実施方法の改善を図ります。子どもを連れた父親が参加しやすい行事と機会を増やします。



4 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

(1) 安心して迎える妊娠・出産

安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳の配布を実施するとともに、受診を促進し、妊婦の健康の確保に努めます。また、妊婦同士の仲間づくりを行い、相談・情報提供を図ります。さらに新生児全員を訪問し、相談・指導を行います。

①妊娠・出産に対する支援の充実

母子健康手帳交付時に保健師による相談等を通して、妊娠中の不安の軽減を図り、ハイリスク妊婦や乳児がいる家庭への訪問指導など母子保健事業による支援体制の充実を図ります。

②母子相談事業の充実

保健センターにおいて、妊娠中から子育てに関する相談など、さまざまな相談事業を行っています。今後も、健康面に関する身近な相談機関として機能の充実を図ります。

③医療費等の助成

18歳までの医療費を助成し、乳幼児・児童医療費の軽減に努めるとともに、ひとり親家庭医療費や重度心身障害児（者）医療費等の助成を図ります。

(2) 親子の健康づくりを支援する健診・指導

乳幼児健診は未受診者のフォローを徹底するとともに、健診をきっかけに、指導が必要なケースについては、個別相談を実施し、発達の心配のある親子を支援します。離乳食、歯科、事故防止など保健師と連携し、母子保健推進員や食生活改善推進員などと連携しながら、子どもの成長にあわせた保健活動を促進します。

①妊婦健康診査の充実

医療機関と連携をとり、妊婦が健康を維持し、安心して出産できるように妊婦健康診査事後の保健指導を充実します。

②乳幼児健康診査の充実

各健康診査において、身体発育・精神発達など健康状態を把握し、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めるとともに、歯みがきや食生活など月齢等に応じた保健指導を充実し、乳幼児期の健康の保持増進を図ります。

また、虫歯予防のための乳幼児歯科健診・指導を充実するとともに、乳児期から学童期までの一貫性・継続性のある歯科保健対策を推進します。

③健康相談・教育の充実

乳幼児期のこどもの発育・発達や子育ての悩みなどに対応するため、離乳食相談会や各健康診査時における相談を充実するとともに、必要な知識の啓発や、助言、指導を図ります。

(3) 正しい生活習慣のための働きかけ

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを確保できるように保護者に働きかけるとともに、メディアとの付き合い方、喫煙・飲酒のリスクなどについての啓発を継続して取り組みます。

①食生活に関する啓発・指導の推進

乳幼児期から望ましい食習慣が身につくように、妊婦や乳幼児を持つ保護者に対し、乳幼児健診や離乳食相談会などの各種事業を通して、食生活に関する知識の普及・啓発や食指導を実施します。

(4) 小児救急医療体制の啓発

子どもは急に体調を崩しやすく、緊急な対応が必要になる場合があるため、かかりつけ医を持つことを奨励するとともに、医療体制について情報提供を継続して行います。

①かかりつけ医の推進

子どもの疾病の予防や早期発見・治療のため、かかりつけ医の普及に努めるとともに、かかりつけ医と専門病院との連携による小児医療の充実を図ります。

②予防接種の推進

子どもの疾病に対する抵抗力を高め、感染症の発病を予防するため、予防接種の接種勧奨に努めます。

③救急医療体制の周知と充実

救急医療の利用について十分な周知を図るとともに、公立相馬総合病院等と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図ります。

5 保育施設整備事業

町内の保育施設は次のとおりです。

- 福田保育所 新地町大字福田字中里 14
- 新地保育所 新地町谷地小屋字愛宕 38
- 駒ヶ嶺保育所 新地町駒ヶ嶺字新町 7

施設の概要

施設名	定員 (名)	構造	建築年	屋外遊技場 (㎡)
福田保育所 床面積 601.7 ㎡ 屋外遊技場 2,595 ㎡	90	平屋 軽量鉄骨造	昭和 55 年	乳児・ほふく室等 2 室 保育室 3 室 医務室 1 室 調理室 1 室 調乳室 1 室 沐浴室 1 室 事務室 1 室 視聴覚室 1 室
新地保育所 床面積 1,189.78 ㎡ 屋外遊技場 1,325 ㎡	150	平屋 鉄筋コンクリート造	昭和 56 年	乳児・ほふく室等 4 室 保育室 4 室 医務室 1 室 調理室 1 室 調乳室 1 室 沐浴室 1 室 事務室 1 室 印刷室 1 室 会議室 1 室
駒ヶ嶺保育所 床面積 645.60 ㎡ 屋外遊技場 2,626.92 ㎡	90	平屋 鉄筋コンクリート造	昭和 59 年	乳児・ほふく室等 1 室 保育室 3 室 医務室 1 室 調理室 1 室 調乳室 1 室 沐浴室 1 室 事務室 1 室 印刷室 1 室 食品庫 1 室 視聴覚室 1 室

保育施設は、いずれも建築後 30 年を経過し、老朽化しています。安心・安全な保育を提供するためには、建て替えまたは、大規模改修等の計画的な施設整備が必要です。特に、福田保育所については、耐震診断が不適合であることから、令和 2 年度を目処に建て替えに着手します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する子育て家庭のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。

このため、関係課、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所など子ども・子育て支援事業者、学校などの多くの方の意見を取り入れながら取組みにつなげます。

2 計画の進行管理

計画にもとづく施策の進捗状況を確認・評価していきます。また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図ります。

第2期新地町子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月)

編集・発行 : 新地町町民課子育て支援係

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

電 話 0244-62-2116 (直通)

